

計画的なモニタリング検査の実施について
＜相双農林事務所対応方針＞

令和5年5月15日
福島県相双農林事務所
森林林業部
富岡林業指導所

福島県では「計画的なモニタリング検査の実施について（令和5年3月27日付け福島県林業振興課）」によりモニタリング検査を実施することとしておりますが、相双地区の対応については、下記のとおりとします。

記

1 相双農林事務所方針を定めた理由

- (1) 相双地区においては出荷制限品目が多くあること。
- (2) 相双地区の山菜（野生）等は現在までに実施したモニタリング検査件数が少なく、林業振興課の実施方針に基づきモニタリング検査を実施した場合、安全の確保が困難とされる恐れがあること。
- (3) 旧避難指示区域内の山菜（野生）等については、「避難指示解除に伴う野生の山菜・樹実類の緊急時モニタリングの実施方針について（令和5年5月15日付け5相農林第418号）」のとおり取扱っていること。

以上のことから、林業振興課の実施方針によらず、相双農林事務所対応方針を定める。

2 モニタリング実施方針

- (1) 相双農林事務所森林林業部及び富岡林業指導所で実施するモニタリング検査は、出荷制限、出荷自粛を受けていない、出荷を前提とした野生の山菜及び樹実類、栽培わらび、栽培きのこ（原木・菌床）を対象に実施する。なお、野生のきのこについては、相双地区全域で出荷制限になっていることから、モニタリング検査の対象としない。
- (2) モニタリング検査は出荷前に生産者毎、品目毎の実施を徹底すること。
- (3) 菌床栽培きのこについては、生産資材及び子実体の検査を生産者及び品目毎に年1回行うこと。農林事務所を確認しないロットは、福島県安心きのこマニュアルに基づき生産者による自主検査により安全性の確認を行うこと。
- (4) 生産者の把握については、農林事務所、管内市町村、管内直売所等が協力して実施する。
- (5) 旧避難指示区域内の山菜（野生）等については、別紙「避難指示解除に伴う野生の山菜・樹実類の緊急時モニタリングの実施方針」（令和5年5月15日）により取扱うこと。

- (6) 山菜の「栽培のもの」と「野生のもの」の判断については、「園芸作物の緊急時モニタリングにおける山菜類等の取扱いや出荷管理について」（最終改正：平成 30 年 4 月 2 日、農林水産部長通知）により行うこととし、相双農林事務所農業振興普及部及び双葉農業普及所の協力を得ながら判断すること。
- (7) 栽培わらびとして出荷できる生産者は、県の生産者台帳に登録されている生産者に限る。新規での生産者台帳へ登録はほ場の状況、栽培管理方法の確認、発生するわらびのモニタリング検査を経て行われるため、遅くとも出荷を予定している 1 シーズン前までに農林事務所の確認を受けること。

3 相双農林事務所対応方針の期限について

今後、継続してモニタリング検査を実施し、安全性が高いと判断された場合には、林業振興課の実施方針へ移行することとする。

なお、林業振興課の実施方針への移行はモニタリング検査の結果等をふまえ、地区全体又は、市町村毎に行うこととし、関係者と協議のうえ、決定するものとする。

林業振興課の実施方針への移行を決定したときには、改めて通知を行う。

4 参考資料

- (1) 計画的なモニタリング検査の実施について
(令和 5 年 3 月 27 日 福島県林業振興課)
- (2) 園芸作物の緊急時モニタリングにおける山菜類等の取扱いや出荷管理について
(平成 30 年 4 月 2 日 福島県農林水産部)

別紙

避難指示解除に伴う野生の山菜・樹実類の 緊急時モニタリングの実施方針

令和5年5月15日

相双農林事務所

森林林業部

富岡林業指導所

避難指示の解除された町村（旧避難区域）において、帰町村住民等による野生の山菜・樹実類の採取が考えられるが、葛尾村の一部を除き、県の緊急時モニタリングはほとんど実施されていない。出荷制限のない品目についても、安全性が確保されていないため基準値を超過してしまうことが懸念される。

このため、当該地域の緊急時モニタリングについて、事務所の対応方針を下記のとおり示すものとする。

記

I 対応方針

(1) 出荷の可否判断

- ① この対応方針による緊急時モニタリングの対象町村は、避難指示が解除された町村とする。
- ② 出荷の可否判断は、緊急時モニタリングにより生産者（出荷者）単位で行う。生産者（出荷者）がいない品目については緊急時モニタリングの対象としない。
- ③ 緊急時モニタリングの前に、町村の検査機器で自主検査を行い、安全性が高いと判断された場合にのみ、緊急時モニタリングに移行する。なお、安全性が低いと判断された場合には継続して町村で検査を行うこととし、安全性が高いと判断されるまでは緊急時モニタリングは見合わせるものとする。

(2) 広報の在り方

- ① 出荷制限品目又は出荷制限品目外の安全性が低いと判断された品目については、出荷自粛を徹底する。
- ② 出荷制限品目外で安全性が高いと判断された品目であっても、出荷前に生産者毎の緊急時モニタリングの実施を徹底する。
- ③ 町村や直売所等の検査機器で基準値を下回った場合でも、緊急時モニタリング実施前には出荷しないことを徹底する。
- ④ 上記について広報などで周知徹底する。なお、使用媒体は、広報誌や回覧板、提示などホームページ以外でも必ず行うものとする。

裏面につづく

II 出荷までの流れ

- ① 避難指示解除前又は避難指示解除後に生産者情報を把握する。
- ② 出荷を予定している野生山菜類を選定する。
- ③ 選定された品目について、線量の高い地点などを中心に複数検体採取する。
- ④ 町村の検査機器で自主検査を行う。安全性の判断は、検査を行った大半で基準値の1/2を下回った場合には安全性が高いと判断し、それ以外の場合は安全性が低いと判断する。なお、安全性が低いと判断された場合には、継続して自主検査を行う。
- ⑤ 安全性が高いと判断された場合には、生産者毎に出荷の有無を確認する。
- ⑥ 出荷する生産者の氏名及び自主検査結果を県に報告する。
- ⑦ 生産者毎に緊急時モニタリングを実施し、安全性を確認したうえで出荷する